

# 我が国の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する現状と課題

## 1. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する

### 法律の概要

自然環境保全制度の概要

種の保存法の沿革

種の保存法の概要

種の保存法の体系

平成25年改正時の附則及び附帯決議

## 2. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する

### 法律の運用状況

国内希少野生動植物種の指定状況

捕獲等及び譲渡し等の規制

生息地等保護区の指定

保護増殖事業の実施

種の保存法の予算と執行体制

## 3. 絶滅危惧種の現状

絶滅危惧種の選定状況

絶滅危惧種の減少要因

絶滅危惧種の分布状況

関連制度や地方公共団体による絶滅危惧種の

保全状況

## 4. 具体的な絶滅危惧種の事例

二次的自然に分布する絶滅危惧種の事例

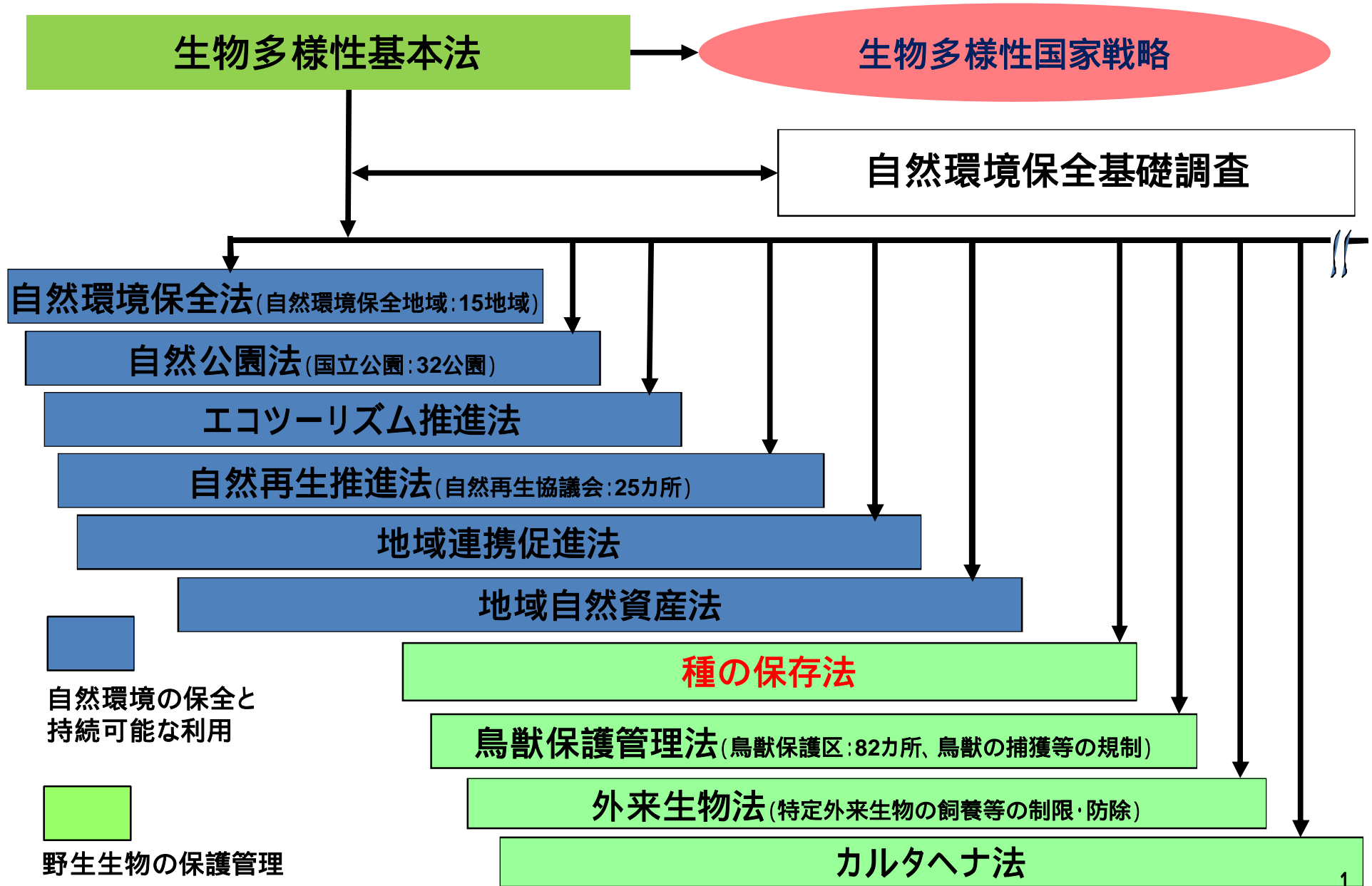
保護増殖事業対象種の事例

## 5. 附帯決議への対応状況

## 6. 絶滅危惧種の保全に関する論点



# 1 - 自然環境保全制度の概要



## 1 - 種の保存法の沿革

我が国の絶滅危惧種の保全制度は、二国間渡り鳥条約やワシントン条約に対応するための譲渡規制に重点を置いたものから、国内の絶滅危惧種の保全も含めた体系的な制度に見直し。

昭和47年 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の制定

- ・特殊鳥類の譲渡及び輸出入の禁止

昭和62年 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律の制定

- ・国際取引により絶滅のおそれのある種について、譲渡等及び陳列を禁止
- ・商業目的で繁殖された個体の登録

平成4年 種の保存法の制定

- ・国内及び国外の絶滅危惧種種の保存を図る体系的な制度を整備。

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律は廃止。

平成6年 種の保存法の改正

- ・器官及び加工品の規制を追加
- ・原材料器官等に係る事前登録制度
- ・特定国際種事業の創設
- ・適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の創設
- ・指定認定機関の創設

平成15年 種の保存法の改正

- ・指定認定機関を登録機関に改正
- ・登録機関の申請対象の拡大、要件の明確化

平成25年 種の保存法の改正

- ・罰則の引き上げ
- ・広告の禁止
- ・登録票の変更、書換交付等の新設

# 1 - 種の保存法の概要

## 【法律の目的】

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、  
生物多様性の確保、良好な自然環境の保全

国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

(我が国に生息する希少種の保護)

- ✓ レッドリストの作成
- ✓ レッドデータブックの作成

(外国産の希少種の保護)

- ✓ ワシントン条約
- ✓ 二国間渡り鳥等保護条約(協定)

## 種の保存法における規制等の概要

### 国内希少野生動植物種 (175種)

- ✓ 捕獲等及び譲渡し等の規制
  - 捕獲等の禁止
  - 販売目的の広告・陳列の禁止
  - 譲渡し等の禁止
  - 輸出入の禁止
- ✓ 生息地等保護区の指定
  - 9地区指定 (885.48ha)
- ✓ 保護増殖事業の実施
  - 63種・亜種に関する計画策定

### 国際希少野生動植物種 (688分類群 + 133種)

- ✓ 譲渡し等の規制
  - 販売目的の広告・陳列の禁止
  - 譲渡し等の禁止
  - 輸出入時の承認義務付け

例外的に譲渡し等が可能な場合

- ✓ 環境大臣の登録を受けた場合
- ✓ 象牙等で全形を保持しないものを譲渡しする場合

# 1 - 種の保存法の体系

施行令、施行規則、省令、希少野生動植物種保存基本方針を定めている。  
生物多様性国家戦略2012-2020に基づき「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定している。

## 種の保存法

### 施行令

- ・種、器官、加工品等を指定
- ・輸出入の要件、登録の要件等を規定

### 施行規則

- ・規制の適用除外、許可の申請等について規定
- ・生息地等保護区の指定、保護増殖事業の認定等について規定

### 省令

- ・特定国内種事業に係る届出等に関する省令
- ・特定国際種事業に係る届出等に関する省令
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第52条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令

### 希少野生動植物種保存基本方針(法定、閣議決定)

- ・種の保存に関する基本構想
- ・希少種の選定に関する基本的な事項
- ・希少種の個体等の取扱いに関する基本的な事項
- ・国内希少種の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項
- ・保護増殖事業に関する基本的な事項
- ・その他種の保存に関する重要事項

## 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略の概要

### 目的

我が国に生息する絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的に、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示す。

### 基本的考え方

- 保全の優先度: 種の存続の困難さと対策効果の視点で保全に取り組む種の優先度を決定。
- 効果的な保全対策の考え方: 種の特性や減少要因を踏まえ対策を選定。生息・生育地での保全を基本とし、生息域外保全は補完。
- 環境省における計画的な保全対策実施の考え方:

【知見及び技術の集積・共有】

【各種制度の効果的な活用】

【保全の体制等のあり方】

### 施策の展開

情報及び知見の充実

保全対策の推進

多様な主体の連携と社会的理解の促進

2020年までに300種の国内希少種の新規指定を目指す。

## 1 - 平成25年改正時の附則及び附帯決議

附則においては、新法の規定の見直しが求められている。  
附帯決議においては、保全戦略の法定、常設の科学委員会の法定、指定提案制度の法定等、登録制度における登録票の付け替え等の防止措置等の法定検討が求められている。

### 附則

下記の事項を含め平成25年改正法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、措置を講ずるものとする。

- ・国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度の在り方
- ・国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方

### 附帯決議(四関係)

- 1 「保全戦略」を法定計画とし、閣議決定することを検討すること。
- 2 種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること。
- 3 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること。
- 4 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度において、個体等識別情報をマイクロチップ、脚環、ICタグ等によって全ての個体等上へ表示するとともに、登録票上へもICタグ等により表示することによって、登録票の付け替え、流用を防止する措置、並びに登録拒否、登録の有効期間の設定及び登録抹消手続の法定を検討すること。

その他、2020年までの300種の新規指定、地方自治体への支援、法の見直し等についても指摘 5

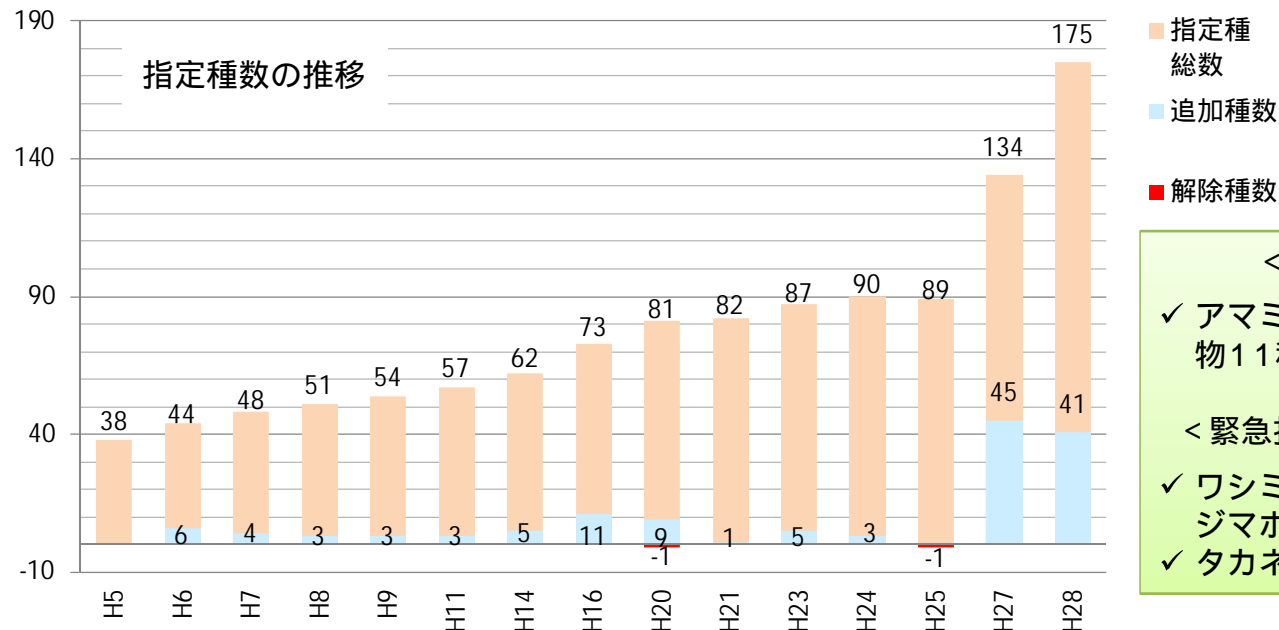
## 2 - 国内希少野生動植物種の指定状況

種指定にあたっては、中央環境審議会の意見を聞き、政令で指定。

人為により減少している種で、個体数や生息地等の減少、環境悪化や捕獲採取圧を考慮して検討。

分類群	指定種数	絶滅危惧種数	指定割合
鳥類	37種	97種	38%
哺乳類	9種	33種	27%
爬虫類	7種	36種	19%
両生類	11種	22種	50%
魚類	4種	167種	2%

分類群	指定種数	絶滅危惧種数	指定割合
昆虫類	39種	358種	11%
陸産貝類	14種	563種	2%
その他無脊椎	0種	61種	0%
植物	54種	1779種	3%
植物	0種	480種	0%



### < 特定国内希少野生動植物種 >

✓ アマミデンダ等の商業的に繁殖可能な植物11種

### < 緊急指定種：新種、国内初確認の種等 >

✓ ワシミミズク、イリオモテボタル、クメジマボタル（平成6年）

✓ タカネルリクワガタ（平成20年）



## 2 - 国内希少野生動植物種の指定状況 - 300種の新規指定 -

平成26年から平成32年までに300種の新規指定を目指す。

平成26年から指定に関する検討会(非公開)を開催し、より一層科学的知見に基づき検討。

平成26年から、環境省WEBサイトを活用し、国民による指定に関する提案募集を開始。

### 300種の新規指定に向けた取り組み

#### 1. 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略における指定の考え方

種の存続の困難さ: 環境省レッドリストのカテゴリー

対策効果による視点: 生態学的な重要度や認知度、生息地の重要性等

考慮すべき事項: 捕獲・採集圧、島嶼等の重要生態系での分布、分布範囲、国際的な保全の必要性、手法や技術確立

希少野生動植物種保存基本方針においても、選定要件(個体数の減少、生息地の消滅、生息環境の悪化、過度の捕獲等)を定めている。

#### 2. 国内希少野生動植物種の指定に関する検討会の設置

科学的知見を尊重するため指定候補種を検討するため、専門家からなる非公開の検討会を設置。指定候補種の選定等を実施。

#### 3. 平成26年からの指定に関する提案募集の概要

平成26年: 35種、38件の提案あり。うち12種はすでに指定済み

平成27年: 12種、14件の提案あり

平成27年に45種、平成28年に41種を追加指定済み

## 2 - 捕獲等及び譲渡し等の規制 - 国内希少野生動植物種 -

捕獲等及び譲渡し等は学術研究、繁殖等の目的で許可を受けた場合を除き、原則として禁止。  
商業的に繁殖が可能な特定国内希少野生動植物種 は、届出をした事業者からの購入は可。  
ワシントン条約附属書 掲載種、渡り鳥条約通報種等は選定しない

### 捕獲等及び譲渡し等の規制の範囲

- ✓ 個体（死亡しているものも含む）
- ✓ 卵及び種子（容易に種を識別できるもので政令で定めるもの）
- ✓ 器官及び加工品（皮、羽毛、はく製、標本、毛皮製品等、種の保存のため譲渡し等の規制する必要がある、容易に種を識別できるもので政令で定めるもの。ただし、さく葉標本は除く）



### 規制内容の概要

- **捕獲等の禁止**：生体の捕獲、採取、殺傷又は損傷は禁止。学術研究、繁殖、教育、個体の生息状況又は生育状況の調査、その他種の保存に資すると認められる目的で、環境大臣の許可を得た場合は可。
- **譲渡し等の禁止**：譲渡し、譲受け等は禁止。学術研究、繁殖、教育、個体の生息又は生育状況の調査、その他種の保存に資すると認められる目的で、環境大臣の許可を得た場合は可。
- **輸出入の禁止**：輸出入は禁止。国際的に協力した学術研究又は繁殖、その他特に必要と認められる目的で、環境大臣の許可を得た場合は可。
- **陳列又は広告の禁止**：陳列又は広告は禁止。特定国内希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をする場合等は可。

## 2 - 生息地等保護区の指定

指定にあたっては、中央環境審議会・地方公共団体の意見を聞くとともに、必要に応じて公聴会を開催し、公示により指定。

管理地区、立入制限地区、監視地区を設定することができる。

- **管理地区**：工作物の新築、土地の形状変更、土石の採取、水面の埋め立て、水位水量の増減、木竹の伐採を規制。必要に応じて、動植物の捕獲等、汚廃水の排出、車馬動力船の使用、物質散布、火入れ、個体の観察について追加的に規制することが可能。
- **立入制限地区**：管理地区において、特に必要がある場合に立ち入りを規制。
- **監視地区**：工作物の新築、土地の形状変更、土石の採取、水面の埋め立て、水位水量の増減は届出制。

保護区名称 ( ) 指定時期	面積【ha】 ( ) 管理地区	備考
羽田ミヤコタナゴ(平成6年)	60.6(12.8)	マツカサガイの捕獲規制
北岳キタダケソウ(平成6年)	38.5(38.5)	積雪期以外は立入規制
善王寺長岡アベサンショウウオ(平成18年)	13.1(3.9)	
大岡アベサンショウウオ(平成10年)	3.1(3.1)	
山迫ハナシノブ(平成8年)	1.13(1.13)	

保護区名称	面積【ha】 ( ) 管理地区	備考
北伯母様ハナシノブ(平成8年)	7.05(1.94)	
藺牟田池ベッコウトンボ(平成8年)	153.0(60.0)	
宇江城岳キクザトサワヘビ(平成10年)	600.0(255.0)	
米原イシガキニイニイ(平成15年)	9.0(9.0)	幼虫が成育する地域は立入規制

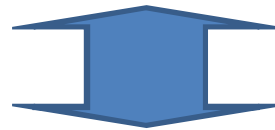
## 2 - 生息地等保護区の指定

国立・国定公園、鳥獣保護区(特別保護地区)も含めると、国内希少種の約7割について、少なくとも生息地の一部は何らかの保護区に指定されている。

本来、生息地等保護区の指定が適当な種について、地名公表のリスク等により指定が進展しない。

生息地等が一定程度、担保されている種 119種(68%)

- 生息地等保護区を指定している種 7種
- 国立・国定公園、鳥獣保護区で生息地の一部が担保されている種 112種
  - 小笠原(哺乳類1種、鳥類5種、昆虫類21種、陸産貝類14種、植物12種)計53種
  - 西表石垣(哺乳類1種、鳥類2種、植物16種)計19種
  - 奄美群島(哺乳類4種、鳥類4種、両生類3種)計11種
  - 屋久島(植物9種)計9種



上記以外の56種

- ゲンゴロウ類や維管束植物は、地名公表のリスク等から指定が進展しない

## 2 - 保護増殖事業の実施 - 保護増殖事業の概要 -

個体の繁殖の促進、生息地等の整備等を実施しており、175種中、63種について事業計画を策定。中央環境審議会の意見を聞き、事業計画を策定し、公示。  
 国以外の者が実施しようとする事業について、環境大臣の確認・認定を受けることができる。  
 保護増殖事業については、捕獲等及び譲渡し等の規制は適用しない。

### 1. 保護増殖事業の主な実施内容

- ✓ 生息状況調査、生息環境改善（巣箱の設置、生息環境の維持管理、外来種の駆除等）、生息域外保全、巡視・監視、啓発
- ✓ 37種について、動植物園等の協力を得て飼育・栽培等の取組みを実施

### 2. 確認・認定の状況

- ✓ 現在、レブンアツモリソウ、イタセンパラ、ツシマヤマネコ、トキ、シマフクロウ、アカガシラカラスバト、アホウドリ、ヤンバルクイナ、ライチョウ、イヌワシを対象とし、29の確認・認定事業あり
- ✓ 主な申請主体は地方公共団体（29件中、25件）
- ✓ 主な事業内容は生息域外保全（29件中、22件）

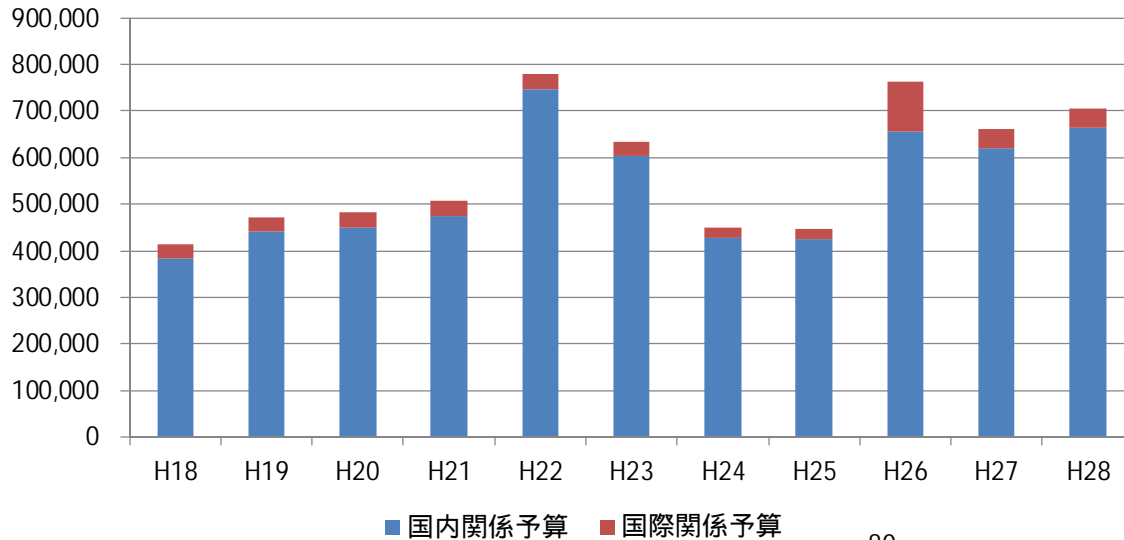
### 3. 検討会等の設置及び実施計画等の策定状況

- ✓ 43種については、専門家等からなる検討会等を設置し、科学的知見に基づき事業を推進（小笠原陸産貝類14種は世界遺産の科学委員会で議論）
- ✓ 22種については、保護増殖事業計画に基づき、より詳細な事業実施内容等を定めた実施計画等を策定済み

分類群	策定状況
鳥類	トキ、ライチョウ等15種
哺乳類	ツシマヤマネコ、アマミノクロウサギ等4種
爬虫類	策定実績なし
両生類	アベサンショウウオ
魚類	アユモドキ、イタセンパラ等4種
昆虫類	オガサワラハンミョウ、ヤシャゲンゴロウ等9種
陸産貝類	アニジマカタマイマイ等14種
植物	ムニンツツジ、ハナシノブ等16種

## 2 - 種の保存法の予算と執行体制

(千円)

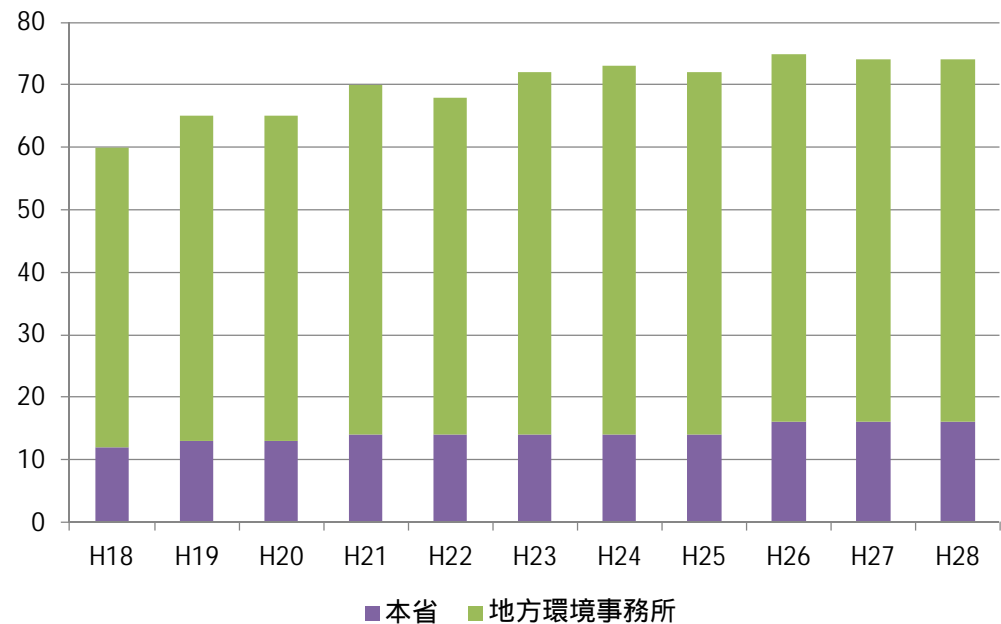


種の保存法関係予算の推移

施設の設置・維持管理費等は除く

種の保存法関係定員の推移

本省は、業務の一部であっても、種の保存法を担当する人員数  
地方環境事務所は、野生生物課等の人員数



### 3 - 絶滅危惧種の選定状況

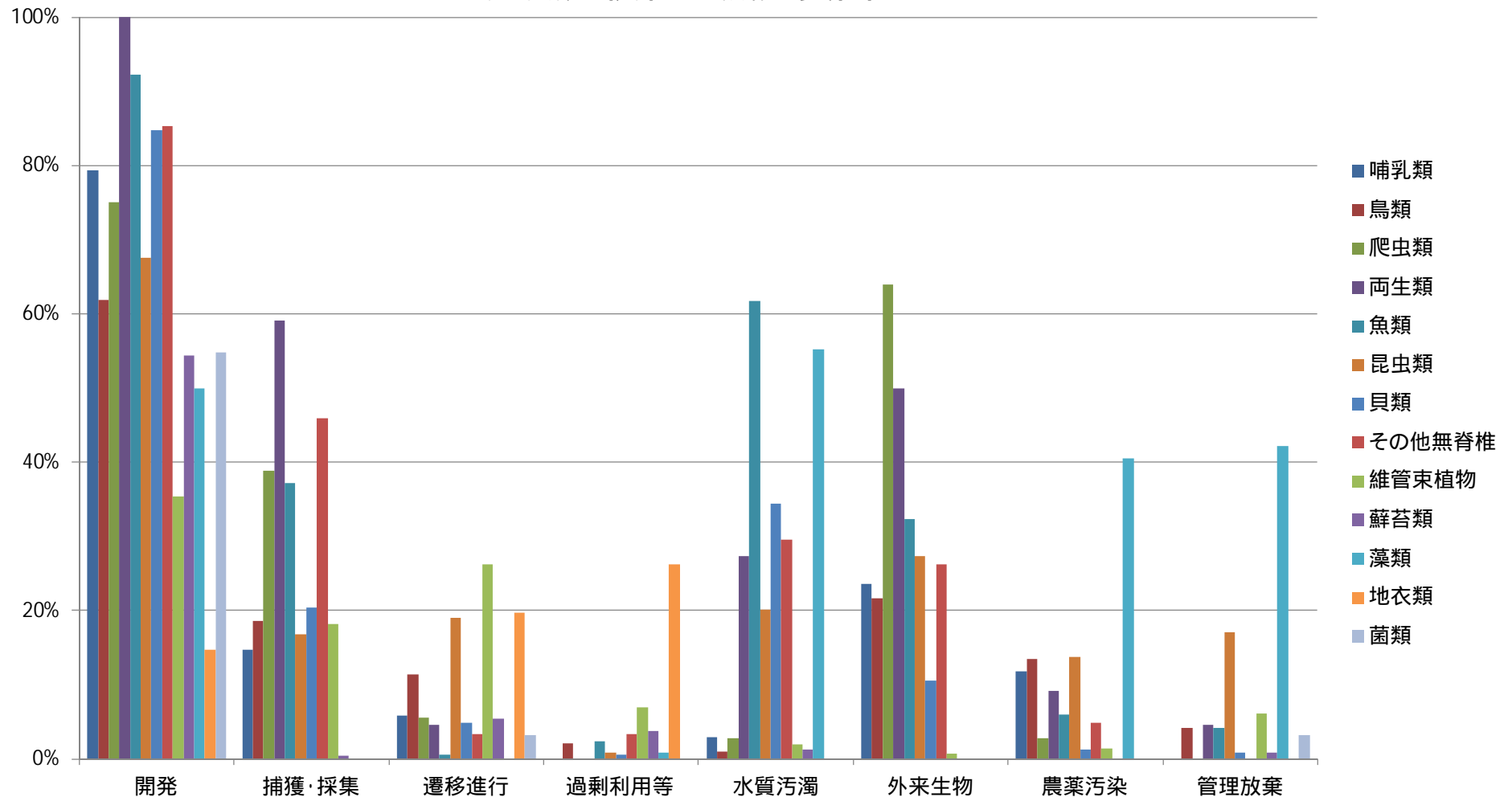
環境省レッドリストでは、3,596種を絶滅危惧種として選定。日本の野生生物は依然として厳しい状況。

分類群	評価対象種数	絶滅危惧種数	絶滅危惧割合	絶滅・野生絶滅種
哺乳類	160	33	21%	7
鳥類	700	97	14%	15
爬虫類	98	36	37%	0
両生類	66	22	33%	0
汽水・淡水魚類	400	167	42%	4
昆虫類	32,000	358	1%	4
貝類	3,200	563	18%	19
その他無脊椎	5,300	61	1%	1
維管束植物	7,000	1,779	25%	42
蘚苔類	1,800	241	14%	0
藻類	3,000	116	4%	5
地衣類	1,600	61	4%	4
菌類	3,000	62	2%	27

### 3 - 絶滅危惧種の減少要因

開発、捕獲採集、遷移進行等が絶滅危惧種の主要な減少要因。

絶滅危惧種の減少要因



1種で複数の減少要因に該当する場合がある

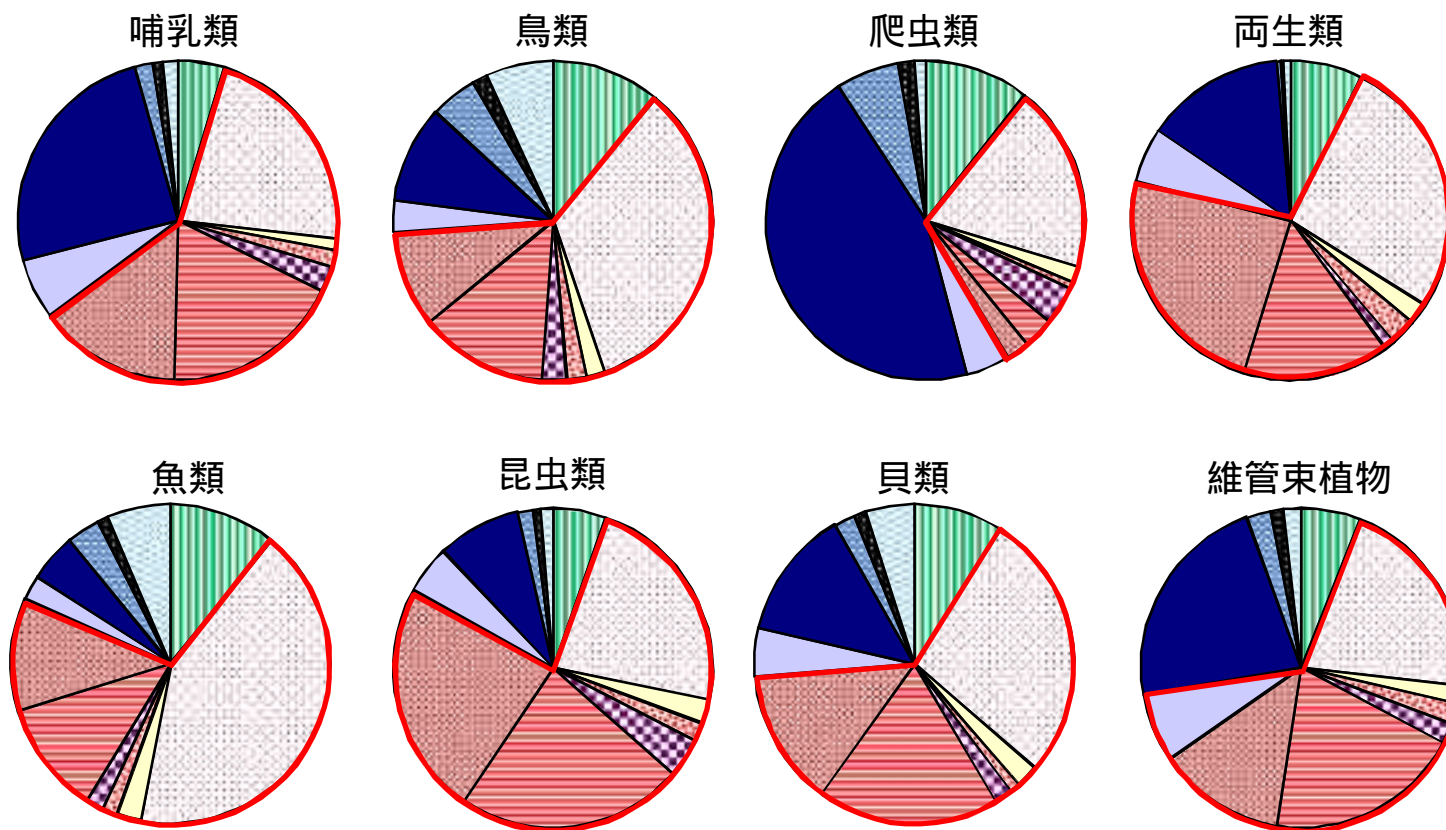


# 3 - 絶滅危惧種の分布状況

哺乳類や爬虫類は自然林に多い傾向。  
両生類、魚類、昆虫類は二次的自然(農耕地、緑の多い住宅地、二次草原、植林地、二次林)の割合が7割以上。

### 絶滅危惧種分布データの植生自然度区分別記録割合

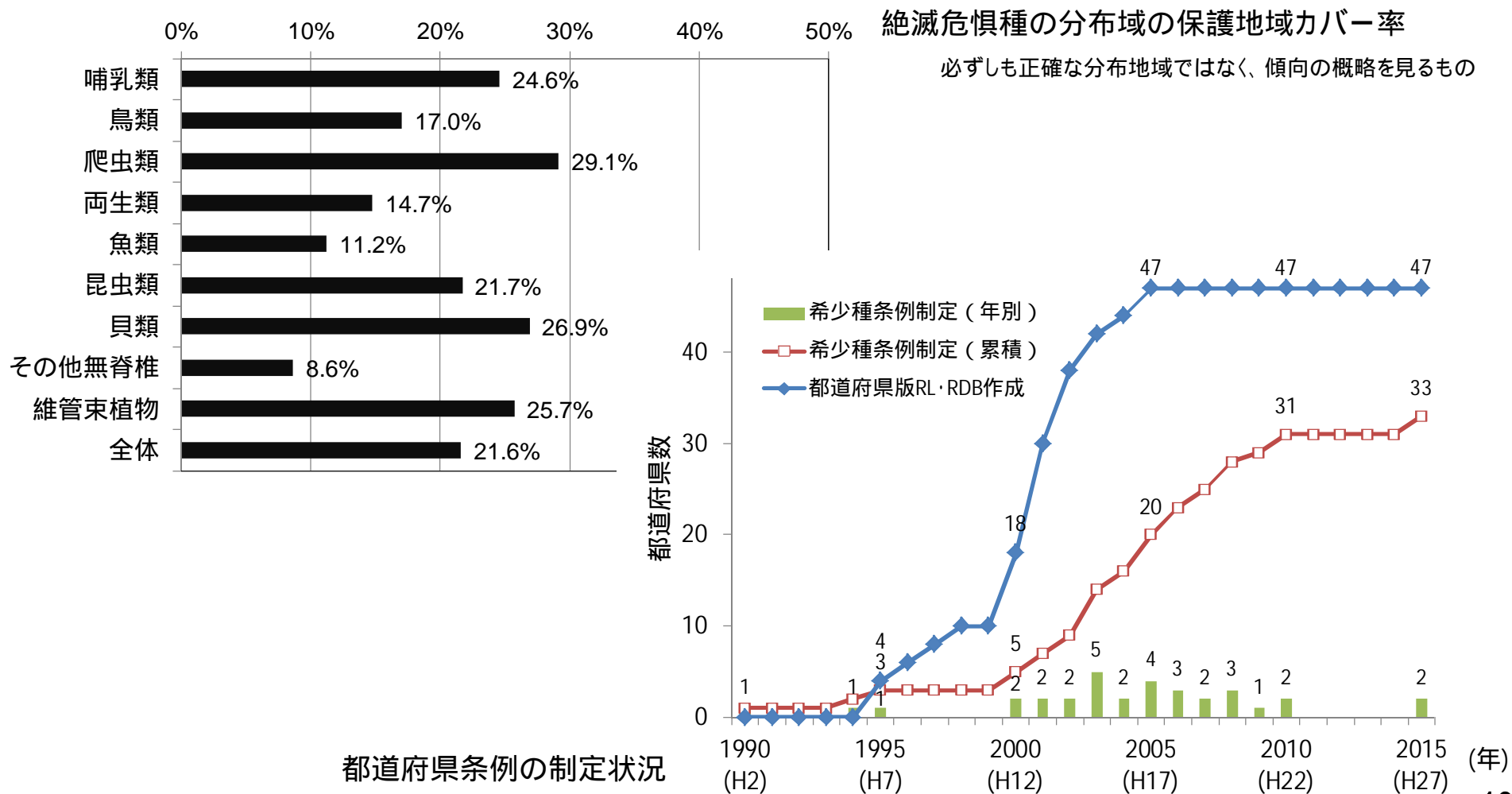
- 市街地・造成地等
- 農耕地(水田・畑) / 緑の多い住宅地
- 農耕地(樹園地)
- 二次草原(背の低い草原)
- 二次草原(背の高い草原)
- 植林地
- 二次林
- 二次林(自然林に近いもの)
- 自然林
- 自然草原
- 自然裸地
- 開放水域



必ずしも正確な分布地域ではなく、傾向の概略を見るもの

# 3 - 関連制度や地方公共団体による絶滅危惧種の保全状況

国立・国定公園等により、絶滅危惧種の生息地の一部を保護。  
33都道府県で希少種条例を制定。環境省RL絶滅危惧種のうち、321種が条例に基づき指定済み。



## 4 具体的な絶滅危惧種の事例

### < 二次的自然に分布する絶滅危惧種の事例 >

ナゴヤダルマガエル 絶滅危惧種 B類 (両生類)

シナイモツゴ 絶滅危惧種 A類 (淡水魚類)

チャマダラセセリ 絶滅危惧種 B類 (昆虫類)

ムラサキ 絶滅危惧種 B類 (維管束植物)

二次的自然に分布する絶滅危惧種に対応した制度のあり方を検討する際の具体的な事例

### < 保護増殖事業対象種の事例 >

ツシマヤマネコ 絶滅危惧 A類(哺乳類)

オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ  
絶滅危惧 A類及び B類 (昆虫類)

保護増殖事業制度の活用や実施のあり方を検討する際の具体的な事例

## 4 - 二次的自然に分布する絶滅危惧種の事例(両生類)

### ナゴヤダルマガエル 絶滅危惧IB類

#### < 分布と生態 >

- ・中部地方から山陽地方と、四国地方の一部に分布。各地で生息状況が悪化。
- ・低地湿原、水田、畔、用水路、小河川等で生活し、ほとんど水辺から離れない。
- ・産卵数は1,300～2,200程度。寿命は不明。

#### < 減少要因 >

- ・水田の減少、家屋・道路の建設、水質汚濁等
- ・外来種(ウシガエル)による捕食
- ・トノサマガエルとの種間交雑

#### < 必要な保全対策等 >

- ・粗放的な営農を模倣した湿田の一部復元や乾田周辺での常時灌水場所の創出、水路に堆積した土砂の浚渫、生息環境の連続性確保を目的した遡上工の設置等、本種の生息に配慮した環境の維持管理が必要。



## 4 - 二次的自然に分布する絶滅危惧種の事例(淡水魚類)

### シナイモツゴ 絶滅危惧IA類

#### < 分布と生態 >

- ・日本固有種。東北地方および中部地方の池沼に分布。
- ・現在では、他の水域から隔離された極めて限定された小型のため池で生息が認められている。
- ・1回あたりの産卵数は1,000程度。寿命は3年程度。

#### < 減少要因 >

- ・ため池の改修、管理放棄。
- ・外来種(オオクチバスやブルーギル)による食害。
- ・モツゴの侵入による交雑。
- ・観賞魚としての採集事例あり。

#### < 必要な保全対策等 >

- ・生物多様性保全に配慮したため池の維持管理が必要。
- ・北海道では国内外来種として定着しており、その対策については要検討。



## 4 - 二次的自然に分布する絶滅危惧種の事例(昆虫類)

### チャマダラセセリ 絶滅危惧IB類

#### < 分布と生態 >

- ・丘陵～山地の採草地や放牧場等、草丈の低い草地に分布
- ・1回あたりの産卵数は100程度。成虫の寿命は数週間程度。
- ・北海道、本州の8県程に局所的に分布するが、各地で生息状況が悪化。

#### < 減少要因 >

- ・各種開発や植林等による生息地の減少。
- ・草地の管理放棄。
- ・牧草の変化、圃場整備、農薬の使用。

#### < 必要な保全対策等 >

- ・草地、伐採地といった生息地のネットワーク維持が必要であり、まとまったエリアで良好な環境を維持・管理していくことが重要。
- ・チョウ類は愛好家も多く標本の流通が盛んである。



## 4 - 二次的自然に分布する絶滅危惧種の事例(維管束植物)

### ムラサキ 絶滅危惧IB類

#### < 分布と生態 >

- ・多年草。北日本を中心に全国の日当たりの良い草地に分布するが分布量は極めて少ない。
- ・古来より根茎を染料や薬用として利用。現在では栽培技術がほぼ失われており、中国などからの輸入に依存。

#### < 減少要因 >

- ・草地の開発による生育地の減少。
- ・草地の管理放棄。
- ・愛好家等による採取。

#### < 必要な保全対策等 >

- ・草刈りや火入れ等の草原管理。
- ・大分県竹田市のように紫根染の復興を試みている地域もある



## 4 - 保護増殖事業対象種の事例

### ツシマヤマネコ 絶滅危惧IA類

#### < 分布と生態 >

- ・対馬にのみ分布。個体数は100頭弱。
- ・森林性で落葉広葉樹林を选好。主として谷筋や低地部を利用するが、農地や集落周辺でも採餌。
- ・4～5月に1～3頭の仔を出産。

#### < 減少要因 >

- ・広葉樹林の伐採、針葉樹植林の拡大。
- ・河川改修、林道建設、交通事故。
- ・シカの採食圧による植生の変化、外来イノシシによる林床の攪乱。
- ・ノイヌ等による補殺、イエネコとの共通感染症。

#### < 保護増殖事業を含む保全対策の概要 >

- ・平成7年、農水省・環境省が保護増殖事業計画策定。
- ・生息環境の維持改善【森林の適切な管理、シカ・イノシシの個体数管理、環境配慮型農業の推進】。
- ・ツシマヤマネコと共生する地域社会の実現。
- ・イヌネコの適正管理、交通事故対策、生息域外保全。
- ・鳥獣保護区(舟志ノ内、伊奈)の指定。



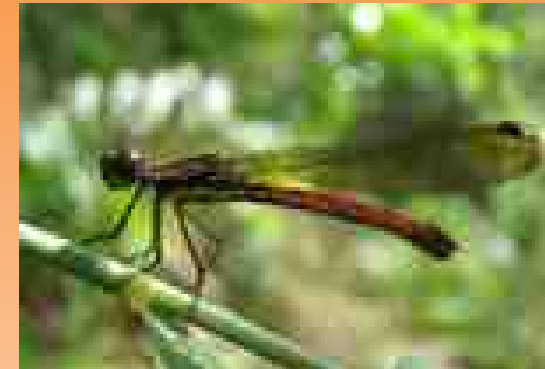


## 4 - 保護増殖事業対象種の事例

### オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ 絶滅危惧IA類及びIB類

#### < 分布と生態 >

- ・いずれも小笠原固有種。
- ・オガサワラトンボは兄島と弟島、オガサワラアオイトトンボは弟島、ハナダカトンボは兄島、弟島、母島に分布。
- ・樹林に覆われた小規模な池沼や小川、沢に生息。



#### < 減少要因 >

- ・外来種(グリーンアノール)による捕食。
- ・シュロガヤツリやアカギによる繁殖水域のうっ閉。
- ・干ばつや台風の影響。



#### < 保護増殖事業を含む保全対策の概要 >

- ・平成21年～、文科省・農水省・国交省・環境省が保護増殖事業計画策定。
- ・人工トンボ池の設置・維持管理。
- ・生息地の大部分は小笠原国立公園に指定。
- ・自然再生事業により、グリーンアノールやアカギ等の駆除を実施。(一部地域では、土地所有者の所在の把握が難しい等の事情により、アカギ駆除が進展しなかった事例がある)



## 5 附帯決議への対応状況

### 1 「保全戦略」の法定の検討

法第6条に基づき、希少野生動植物種保存基本方針を閣議決定しており、種の保存に関する基本構想や希少種の選定に関する基本的な事項等について定めている。

生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略を閣議決定しており、絶滅危惧種保全に関する行動目標等を定めている。

### 2 科学委員会の法定の検討

種指定の優先度については、平成26年度より専門家からなる非公開の検討会を設置し、科学的知見に基づき指定種について検討している。

法第4条に基づき、中央環境審議会の意見を聴いた上で指定を実施している。

個体数回復などの目標、必要な保護管理計画については、保護増殖事業対象種毎に保護増殖検討会を設置している。

法第45条に基づき、中央環境審議会の意見を聴いた上で保護増殖事業計画を定めている。

### 3 指定提案制度の法定の検討

平成26年度より、環境省WEBサイトを活用し、指定に関する提案を募集している。

### 4 国際希少野生動植物種の流通管理強化の検討

第2回あり方検討会で議論予定

## 6 絶滅危惧種の保全に関する論点

### < 基本的な認識 >

多くの絶滅危惧種が二次的自然に依存しているが、人口減少、社会構造の変化等に伴い、自然に対する働きかけが縮小する中で、生息・生育地の状況が悪化している。生息・生育環境を維持するためには、何らかの形で人の働きかけを維持することが必要。また、今後、所有者の所在の把握が難しい土地が更に増加していくことが想定される。

国内希少野生動植物種が大幅に増加しているが、予算・定員はほぼ横ばい。

#### 1. 捕獲等及び譲渡し等の規制について

個体の寿命が短く産卵数が多い昆虫類等の絶滅危惧種については、捕獲等及び譲渡し等の規制が必ずしも重要でない種もあり、規制のあり方を検討する必要があるのではないかと。なお、これらの分類群は二次的自然に多く分布している傾向にある。

#### 2. 生息地等保護区の指定について

国立公園や鳥獣保護区など他法令による保護区も絶滅危惧種の保存に寄与しているところであるが、二次的自然に分布する絶滅危惧種に対応する生息地等保護区のあり方を検討する必要があるのではないかと。

#### 3. 保護増殖事業の実施について

多様な主体との連携をより一層推進するための保護増殖事業制度等の活用について検討する必要があるのではないかと。 *動植物園等との連携に関しては、第3回あり方検討会で議論予定*

所有者の所在の把握が難しい土地が増加する中で、保護増殖事業の実施のあり方を検討する必要があるのではないかと。